

## 契約保証金について

久留米市では、契約金額（税込。単価契約については、税込年間支払予定総金額）が300万円以上となる場合、契約金額の100分の10以上の額を契約の際に「契約保証金」として納めて頂きます。

納付期限は落札決定の翌日から起算して6日以内です。契約保証金は下記【表1】により納付をお願いします。

- ・【表2】の（1）～（3）のいずれかをもって契約保証金にかえることができます。
- ・【表3】により、契約履行実績に基づいて、契約保証金の納付を減免することができます。
- ・契約保証金の納付がなければ、契約締結できませんのでご注意ください。

契約保証金は契約履行後（納品完了後の検査に合格したとき。単価契約については年間契約終了後）に還付いたします。還付の際には、下記【表1】又は【表2】の還付請求書類が必要になります。ただし、利息はつきません。

万一、契約業者の不当な不履行があり、それを理由として契約を解除した場合等については、保証金は還付せず、久留米市に帰属することになります。

【表1】

| 契約保証金の納付方法  | 還付請求書類         |
|---|----------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・納付しようとする金額を契約課に予めお知らせください。</li> <li>・契約課で納付書を受け取り、指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関で納付して下さい。（納付可能な金融機関は納付書の裏面に記載しています。）</li> <li>・納付後に契約書と領収書を契約課に提出して下さい。</li> </ul> | 契約保証金<br>還付請求書 |

【表2】

|                               |  |                |
|-------------------------------|--|----------------|
| (1) 有価証券<br>(金融機関振出しの自己あて小切手) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小切手により納付を行うこと及び金額を契約課に予めお知らせください。</li> <li>・小切手を契約課に提示して下さい。</li> <li style="text-align: center;">※<u>小切手の金額は、契約金額の100分の10以上の額です。</u></li> <li>・小切手の要件（注1）を契約課で確認した後、契約課発行の納付書により指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関で納付して下さい。（納付可能な金融機関は納付書の裏面に記載しています。）</li> <li>・納付後に契約書と領収書を契約課に提出して下さい。</li> </ul> <p style="text-align: center;">（注1）自己あて小切手の要件：次の要件をともに満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払地が久留米市内であること。</li> <li>・振出日から数えて5日以内であること。</li> </ul> | 契約保証金<br>還付請求書 |
| (2) 金融機関の保証                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・取引金融機関からの保証書（原本）を契約課に提出して下さい。</li> <li>・保証期間は<u>契約日から履行完了日まで</u>です。</li> <li style="text-align: center;">※<u>契約金額の100分の10以上の額（契約保証金の金額）が保証限度額となります。</u></li> </ul>   | 保証書に係る<br>受領書  |

|            |   |    |
|------------|---|----|
| (3) 履行保証保険 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入損害保険会社の保険証書(原本)を契約課に提出して下さい。</li> <li>・保証期間は<u>契約日から履行完了日まで</u>です。</li> <li>※<u>契約金額の100分の10以上の額(契約保証金の金額)が保険限度額となります。</u></li> </ul> | 不要 |
|------------|---|----|

【表3】

| 物品購入契約での契約保証金の減免（製造の請負を除く）  |
|---|
| <p>■減免の要件■</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回締結しようとする契約の契約締結期限の末日から過去2年の期間に官公署等（国、地方公共団体等）と2回以上の物品購入契約を誠実に履行していること。</li> <li>・上記官公署との契約が、<u>今回締結しようとする契約金額の5割以上</u>であること。</li> </ul> <p>■確認方法■ （①～③のいずれか）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 契約の相手方が発行した履行証明書の提出</li> <li>② 受注予定者が所有する契約書原本を契約課へ持参の上、確認を受けて写し（発注者、契約の相手方、件名、履行期間、金額が確認できるもの）を提出する。</li> <li>③ 契約履行実績が本市との過去の契約案件である場合などは、その旨を契約課に申し出て確認を求める。</li> </ol> |